

16～18世紀の東アジアにおける国際商業と互市体制

岩井 茂樹

- 1 朝貢と交易
- 2 朝貢への疑い
- 3 「互市諸国」と互市
- 4 互市の遠心性と合理性
- 5 疎な国際関係と互市
- 小 結

本日は、16世紀から18世紀を対象として、朝貢と互市にかかる同時代人の認識を論じてみようと考えております。次のような問い合わせる試案を提出し、ご批判を仰ぎたく存じます。

- ・明代の朝貢一元体制のなかから、互市の制度がいかに成長したか。
- ・同時代人は、互市の制度をいかなるものと認識していたか
- ・互市体制は近世東アジアの国際秩序にどのような特質をもたらしたか

なお、この時代の貿易や国際関係の実態にはほとんど触れることができません。そうした問題については岸本美緒先生が「清朝とユーラシア」⁽¹⁾という見事なお仕事をなさっているので、ご参照ください。

1 朝貢と交易

歴史的な場としての「東アジア世界」は、單一の政体や宗教のもとに統合されていたわけ

- (1)『講座世界史2 近代世界への道——變容と摩掠』(東京大學出版會 1995年)所収。
(2)拙稿「明代中国の礼制霸権主義と東アジアの秩序」『東洋文化』第85号(2005年)。伝統中国の對

はなく、複雑な内部構成をもっていました。しかし、それがたんに地域的に近接し、言語文化の伝統を共有するだけでなく、固有の「世界」であったと目される所以は、自らが世界——中国人はそれを「天下」と呼びました——の中心、つまり「中華」であることを求めつけた中国が存在し、あたかも巨大な磁力の極として、この世界における文化的、また経済的な秩序の形成に影響力を及ぼしつづけたからに他なりません。

そのような中国から発せられる磁力、東アジア世界の秩序形成の一因となっていた磁力の一つとして、朝貢という制度を挙げることができます。朝貢の制度は中国の王朝が提供する諸外国との通交の枠組みです。したがって、ほんらい相互的なもの、つまり朝貢を受ける側と朝貢を行う側があつてはじめて成り立つものです。ところが、中国の朝貢制度の場合、外国の側はただ単に交渉などのために使節を送ったにもかかわらず、受け入れ側である中国の王朝がそれを一方的に朝貢という行為であると解釈したり、使節がそれに相応しい儀礼に従うことを求めたりすることが起こりました。つまり、本来、双方の合意にもとづく双務的な関係である朝貢と、主体である中国王朝の側からの一方的な認識にもとづく朝貢とが並列していたことになります⁽²⁾。

外関係を朝貢システムという概念によって分析することを試みたフェアバンク氏の構想は、J.K. Fairbank ed., *The Chinese World Order: Traditional China's Foreign Relations* (Harvard University Press 1968)という包括

どうしてそのようなことが起こるかと言いますと、天下において至上の存在である天子、つまり中国の皇帝には対等者がいない、存在してはならない、そうなりますと基本的には等質の国家主権の間でおこなわれる外交交渉や、使節の相互派遣はあり得ない。つまり帝政下の中国は、天子という厄介なものを戴いているために、近代的な意味における「外交」をおこなうことがない。対等の立場で交渉を求めてきた相手があっても、それを一方的に朝貢の文法にもとづいて解釈し、朝貢の語彙をつかって表現せざるを得なかつたという事情があるわけです。

また、明代(1368～1644)では対外貿易について、その商業的な性格を排除しようとする姿勢が顕著でした。つまり、皇帝に対する貢ぎ物の献上と、それに対する「お返し」としての絹織物などの下賜、これは貿易とは呼びがたいのですが、儀礼に基づいた互酬的な贈与がおこなわれます。さらに、貢納の行為にたいする恩典として、朝貢品以外に持ってきた貨物(附搭貨物)を官府が買い上げること、および中国の商品を購入して持ち帰ることを認めるという仕組みによって、商業的な貿易に代替する。このよ

的な中国的世界秩序に関心をあてた論集として結実した。フェアバンク氏のプロジェクトの中で清代を担当した清ロシア関係の専門家Mark Mancall氏は、清代の対外交易は朝貢をともなわないものも含めて、あらゆる交易を朝貢システムの概念で括ることを主張した。マンコール氏による清代から現代におよぶ中国外交史の概説、*China at the Center: 300 Years of Foreign Policy*(New York: Free Press, 1984)も同じ視角である。マンコール氏の朝貢システム論については、佐々木揚「清代の朝貢システムと近現代中国の世界観(一)——マーク・マンコールの研究について」『佐賀大学教育学部研究論集』三四一二(1987年)が詳しく紹介している。フェアバンク氏やマンコール氏の「朝貢システム論」の影響力は大きい。坂野正高『中国近代政治外交史』(東京大学出版会 1973年)、濱下武志『近代中国の国際的契機』(東京大学出版会 1990年)、同『朝貢システムと近代アジア』(岩波書店 1997年)。一方、中国では1980年代からの同時代的な問題意識の後押しを受けて、「閉關」と「開放」という視点

うな朝貢貿易に一本化してしまうという中国史上でも特異な制度を採用するに至りました。十六世紀の半ばに、『籌海図編』というすぐれた書物を著した鄭若曾は、「貢舶は王法の許すところ、市舶司の司るところ、すなわち貿易の公なるものである。海商は、王法の許さざるところ、市舶司を経ぬところ、すなわち貿易の私なるもの」⁽³⁾、つまり朝貢船以外は密貿易であるとするのが明朝の「王法」であったと書いております。しかも、明代には中国商人が、陸上と海上をとわず「夷狄」の地域にでかけて貿易することも認めませんでしたから、原則として対外的な人やモノの行き来は朝貢と冊封に一元化されることになりました。

こうした明朝の朝貢一元体制は理念としては単純で美しい。それは確かです。しかし、現実の世界をこの理念に一方的に従わせるすることはとうてい無理がありました。なかば公然とおこなわれる密輸がこの理念の窮屈さを補っている間はまだ良かったのであります。密輸の実態を明らかにすることは難しいのですが、大倭寇の時代に経世の志をもって全国各地を歴訪した在野の学者唐枢は、大略次のように述べております

から前近代の対外関係を分析する多くの研究があらわれた。こうした研究動向については、陳尚勝「閉關」或「開放」類型分析的局限性——近20年清朝前期海外貿易政策研究述評」(『文史哲』二〇〇二年第六期)に詳しい。陳尚勝『閉關與開放——中国封建晚期对外關係研究』(山東人民出版社、一九九三年)、高偉濃『走向近世的中国と「朝貢」国関係』(広東高等教育出版社 1993年)、何芳川「「華夷秩序」論」『北京大学学報(哲学社会科学版)』(一九九八年第六期)、万明『中国融入世界的步履——明与清前期海外政策比較研究』(社会科学文献出版社 2000年)、李云泉『朝貢制度史論——中国古代对外關係体制研究』(新華出版社 2004年)、晁中辰『明代海禁与海外貿易』(人民出版社 2005年)などを挙げておく。個別の朝貢国との関係については膨大な研究の蓄積があるが、ここでは触れることができない。

(3)『籌海図編』卷十二經略二、88ページ。「貢舶者王法之所許、市舶之所司、乃貿易之公也。海商者王法之所不許、市舶之所不經、乃貿易之私也。」

す。天順年間（1457～1464）末以来、平和のなかで市舶司の官が巡撫や巡按御史など朝廷から送られてきた官（流職）よりも強く、「私通の計」をなしていた。これによって、海上に盜賊が横行することもなかった。ところが、嘉靖年間（1522～1566）の初めから、市舶司を廃止し、海道副使や巡撫、巡按御史が禁令を励行するようになつた。その結果、皮肉にも「盜はいよいよ已むことがなくなった」のだ、と⁽⁴⁾。成化年間（1465～1487）に、右参政として福建の沿岸を巡回した魏元が、「越海の私販」を厳禁する措置をとったところ、「巨商」が高価な賄賂を魏元に贈ろうとして拒絶されたことが記録されています⁽⁵⁾。明代中期まで、密輸がさしたる騒擾をまねかず、また政治問題ともならず、「これに安んじていた」背景には、このように「巨商」からの利益の配分が官僚を潤す構造があつたようです。この官と商との癒着による安定を破壊したのが、朱紈らによる厳禁策の励行であったわけです。

唐枢が言うように、嘉靖年間には「王法」を維持するために禁令を励行するようになりました。しかし、朝貢一元体制の硬い原則を維持しようとする政策が、かえって辺境における動乱を招く事態になつてしまつます。それがいわゆる倭寇や、アルタンの率いる右翼モンゴルのたび重なる侵入、つまり史家のいう「北虜南倭」でした。その一方で、朝貢するどころか、広州や寧波沖あいの舟山方面で明の軍隊と衝突したことのあるポルトガルの冒険商人が、1550年代になりますと、広州で税を納めて貿易するよう

(4)『籌海圖編』卷十一、經略一、叙寇原、3 b～4 aページ。「主事唐樞云、備倭之法、防海之禁、斤斤明于國初。然寇未嘗絕何也。夷夏有無之互以通也。承平日久、市舶之官、勢勝流職。於是為私通之計。自天順（1457～1464）末以來安之、而海上亦無盜警。凡商於海者、武具而力齊、雖有小寇、無所容於其間。嘉靖（1522～1566）初、市舶罷、流臣嚴其私請、商市漸阻、浙江海道副使傅鑑、申禁於六年、張一厚申禁於十七年、六年之有禁而胡都御史璡

になりました。また、周知のようにマカオの土地を借りてコロニーを作ることさえ起こつております。借りた土地の税は廣東の地方政府に納められましたし、貿易品や船にたいする税課も官府の収入となつていましたから、ポルトガル人は、こっそりどころか、少なくとも廣東の現地当局の認可を得て、貿易と植民の糸口を得ていてことになります。また、嘉靖帝が亡くなると、1567年ころ福建南部の漳州から出航するものに限つて、中国の商船が東南アジア方面との貿易に従事することが認められるなど、海禁政策が緩められていくことになります。日本への渡航は相変わらず許されておりませんでしたが、その禁令も形骸化し、九州方面との貿易が拡大していったことも周知の事実です。このように、明朝の朝貢一元体制はほころんでいきます。

明清交替の過程は、15世紀の中葉、つまり「北虜南倭」の時代から陸上と海域の辺境において連鎖的に現れた商業一軍事集団の活動を背景として進行した、というのがわたくしの考えです⁽⁶⁾。清朝の開祖にあたるヌルハチの王国は、遼東の境界地帯における交易の利益を梃子として形成されたものでありましたし、入関（1644年）後の清朝にたいし最後まで抵抗をつづけた鄭氏も、また17世紀の初頭あたりから東シナ海を股にかけて活躍した海上における最大の商業・軍事集団でした。清朝は鄭氏の経済資源たる貿易を封じこめるために、海禁や遷海令を実施しました。それと同時に、明代の朝貢一元体制と同じような対外政策を復活させることになります。さきにも述べましたように、朝貢一元体制

出十七年之禁、流延而有浙江巡按楊九澤之疏、乃有朱都御史瀕之出視。撫設而盜愈不已、何也。寇與商、同是人也。市通則寇轉而為商、市禁則商轉而為寇」とある。また、唐樞「論處王直奏情復總督胡梅林公」『海議』（『木鐘臺全集』本、46abページ）を参照。

(5)『明史』卷一八〇、魏元伝、12aページ。

(6)拙稿「十六・十七世紀の中国辺境社会」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所。

は国際商業にたいする禁圧策でありましたから、鄭氏商業集団の打倒という目的のために、清朝は朝貢一元体制をふたたび呼びだしたわけです。

ポルトガルについて東シナ海に乗りこんできたオランダは、1656年（順治13）、中国との正規の貿易に参入するために使節を北京まで派遣します⁽⁷⁾。これに対し、朝貢事務を管掌する禮部は次のような上奏をおこないました。

従来朝貢したことがないオランダ国が、訳使を送って来朝した。これは、朝廷の徳化の致すところであり、險遠なる道途をへてきたことに鑑み、五年ごとの朝貢を許して廣東から入貢させるが、海港での貿易についてはすでに不許可の裁定がなされているので、北京の会同館で交易させることとし、規定どおりに禁制品の取り引きは厳禁することとしたい⁽⁸⁾。

これに対する上論は、「オランダ国は徳義を慕い忠誠を表明するために航海して朝貢した。その道途の險遠なるに鑑み、八年ごとの来朝をみとめ、遠人に恩恵をほどこす意を示すがよい」⁽⁹⁾というものがありました。ここで使われている語彙や、朝廷が示した態度は、朝貢制度の性格をあますところなく表しています。オランダは、マカオという根拠地をもつポルトガルの妨害を避けるため、清朝がオランダに対し直接かつ正式の貿易関係を開くための便宜を提供

(7) オランダ東印度会社と中国との関係については、John E. Wills, Jr., *Embassies and Illusions : Dutch and Portuguese envoys to K'ang-hsi, 1666-1687* (Harvard University, 1984)など。

(8) 『清世祖實錄』順治十三年（1656）六月戊申の條、卷一〇二、50aページ。「禮部奏言、荷蘭國從未入貢。今重譯來朝。誠朝廷德化所致。念其道路險遠。准五年一貢、貢道由廣東入。至海上貿易、已經題明不准、應聽在館交易、照例嚴飭違禁等物。」

(9) 同上。「得旨、荷蘭國慕義輸誠、航海修貢。念其道路險遠、著八年一次來朝、以示體恤遠人之意。」

(10) 汪鋐は、当時都察院都御史であったが、かつて廣州で海防と貿易の管理をしていた経歴があり、朝

することを期待して使節を送りました。ところが、清朝から得た回答は、朝貢ならよろしい、というものであったうえ、舶載してきた貨物についても、廣州など港で貿易することを拒まれ、朝貢使節が北京まで上ったときにその宿舎となる会同館で交易するよう指示されております。また、8年に一度しか来朝するなという上諭を引きだしてしまったわけですから、実質上、貿易を拒否されたに等しいでしょう。

わたくしが一昨年書きました論文で明らかにしたように、明朝時代、朝貢使節が朝貢品以外に舶載してきた貨物、当時の言葉でいいますと附搭貨物については、1530年（嘉靖9年）の汪鋐⁽¹⁰⁾の上奏によって、入貢した港において課税したうえで商業取引をすることが最終的に公認されていました⁽¹¹⁾。ところが、清朝が鄭氏勢力との抗争のなかで海禁政策に転じますと、朝貢船の附搭貨物の貿易すら認めない、という姿勢に逆戻りしたわけです。

朝貢制度については、朝貢をすればそれに附隨する貿易が許されるのだという見方があります。たしかに、18世紀以降の「朝貢貿易」はそのような制度ありました。しかし、朝貢すれば附搭貨物の貿易が許されるという論理は、朝貢体制のなかに最初からあったわけではありませんし、一貫して保証されていたわけでもありません。「朝貢システム」や朝貢体制を説明するさいに、附搭貨物の取り引きなどの事實を抛り

貢や貿易の実情に通じていたばかりか、廣州近辺でポルトガルとの武力衝突がおこったさいに、その指揮をとり、ポルトガルを廣州から驅逐することに成功した人物である。詳しく述稿「十六世紀中国における交易秩序の模索——互市の現実とその認識」（岩井編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所）を参照されたい。

(11) 明朝の朝貢一元体制が、互市にたいしてなしめる最大限の譲歩が、朝貢船の附搭貨物の商業取引の公認や、内陸の閘門における「敕書」保有者を対象とする互市の制度であったといえよう。「敕書」は驅逐衛の大小頭目についする武職の任命書であったが、十六世紀中葉にはこれが一種の貿易許可書の性

所として、朝貢という儀礼上の行為と入貢地点における商業的な交易とが結びついていたと論じられることが多いのですが、事態はそれほど単純ではありません。

じつは清朝が海禁政策を実施しているさなか、オランダが宿願かなって港での貿易を認められたことがあります。それは1663年(康熙2)のこと、福建省の廈門の近くでおこなわれていた鄭氏勢力との海上戦において、清朝を援助するため、オランダが艦隊を送って作戦に参加しました。清朝は、こうしたオランダの戦争参加に報いるため、二年に一度の頻度で広州での貿易を認める決定をしています⁽¹²⁾。結局、この広州でのオランダの貿易はその三年後には撤回されて、それまでの八年ごとの朝貢だけをみとめ貿易は認めないと取り扱いに戻ってしまいましたから、オランダにはほとんど便益をもたらしませんでした⁽¹³⁾。つまり、外国船による商業的な交易の許可と、朝貢国としての取り扱いをすることとを一致させるべきだという認識を、清朝はもっていなかったと考えてよいでしょう。

2 朝貢への疑い

鄭成功の孫にあたる鄭克塽が清朝に帰順しま

格を持つにいたった。

- (12) 『清聖祖實錄』康熙二年(1663)正月至三月壬辰の條、卷八、21aページ。「荷蘭國遣出海王、統領兵船、至福建閩安鎮、助剿海逆。又遣其戶部官老磨軍士丹鎮總兵官巴連衛林等朝貢」。實錄には貿易許可の件は見えないが、梁廷枭『海國四説』粵道貢國説、卷三、荷蘭國では、上の記事の末尾に「請貿易。奉旨、准二年貿易一次。」(207ページ)とある。この時に、清廷がオランダに廣東と福建での貿易を認めたことは、次注の實錄の記事からも確認できる。
- (13) 『清聖祖實錄』康熙七年(1668)正月至三月丁卯の條、卷二五、20aページ。「兵部題。前奉上諭。凡外國之人、除進貢方物外、將貨物在邊界處所貿易、有無定例、命臣等會同禮部詳察具奏。查外國非係貢期竟來貿易者、會典並未開載。惟康熙二年(1663)、

すと、康熙帝は1684年(康熙23)から海禁の解除、税関たる海關の設置など一連の措置を講じて、海上交易の拡大を求めるようになりました。この措置は、諸外国の貿易を認めるというものではなく、国内の各港をむすぶ沿岸貿易を開放し、各地の海關において徵稅をおこなうという内容でした⁽¹⁴⁾。しかし、この措置が、実質的に諸外国の船舶による貿易への道、つまり朝貢とは関係なくおこなわれる貿易をひろく認めるものともなりました。

浙江省における有力な交易拠点であった寧波にも、1685年(康熙24)に海關が設置されました。しかし、寧波は内陸にありまして、運河や河川を経由しないと海にでることができません。大型の外洋船を入港させることが難しい。そこで沖合にうかぶ舟山が「入り江も広く、風波も穏やかであって、外国の大型船舶を入港させて、各省に貿易を通じさせることができる」、つまり、大型の貿易船を停泊させ、中国の沿岸と内河を航行可能な小型船に貨物を積みかえる場所を提供し、国内各地の港を結ぶ中継港として最適であることに目をつけ、舟山に置かれた定海県に「權關公署」つまり海關の出先機関を置きました⁽¹⁵⁾。それは1698年(康熙37)のことでした。それと同時に、商人の便宜をはかつて、關稅収入を増大させるために「紅毛館」な

ど荷蘭國貿易一次。康熙三年(1664)、准暹羅國貿易一次。隨於康熙五年、永行停止。請嗣後非係貢期、概不准其貿易。從之」。

- (14) 海關の設置の前史およびその後の貿易制度については、岡本隆司『近代中国と海關』(名古屋大学出版会 1999年)第一章を参照のこと。

- (15) 雍正『浙江通志』卷八六、榷稅、5 b、7 abページ。海關「鎮海縣志。在鎮海縣南薰門外。…定海紅毛館。屬寧波府定海縣、係航海渡船。風汎不定、如遇順潮、二日可到關署。謹按紅毛至中國、水程不啻數萬里。康熙三十五年(1696)、監督李斐請設紅毛館、部議未准施行。至康熙三十七年(1698)、監督張聖詔以定海僻門寬廣、水勢平緩、堪容外國大船、可通各省貿易、題請捐貲建署、往來巡視。以就商人之便、另設紅毛館一座、安置紅毛夾板大船人衆、可

る商館を建造しております。この舟山開港を伝える雍正『浙江通志』巻八六、榷税の項目には、編者の手によって「これより海外の番舶がぞくぞくと来航した。紅毛の一国だけが忠誠を示して貢市をおこなつただけではない」と按語が加えられております⁽¹⁶⁾。「紅毛」とは当初、ポルトガル人について中国沿岸にあらわれたオランダ人の呼称でしたが、のちには、イギリスなどもふくめて非カトリックの諸国にたいする総称としても用いられました。ただ、ここでは「紅毛の一国」と書かれていますから、これは朝貢国であったオランダを指すと考えてよいでしょう⁽¹⁷⁾。

じつは、オランダ東インド会社は、1689年(康熙28)に中国との直接の貿易からいったん撤退しております。1684年(康熙23)の海禁解除の最大の受益者は中国商人でありまして、それまで密貿易によって培ってきた中国船によるアジア地域間交易の通商径路は急速に太くなりまます。そうなりますと、オランダ東インド会社が船をしてて広州や福建、浙江方面から商品を買い付けるよりも、バタビアに来航する中国船によって中国の商品入手するほうが、運賃などの面で安上がりになりました。勘定高いオランダ人は、船という貴重な資本を他の地域との交易に回すべきであると考えて、中国への貿易

増税額。經部議行。奉旨、依議。嗣是海外番舶源源而來、不特紅毛一國輸誠貢市也」。

(16) 同前注。

(17) 清代には、ポルトガル、イタリアなどのカトリック諸国が「西洋」と総称されることがあった。これは、イエズス会宣教師が自らの立場を、その出身国ではなく、「西洋」の人であると主張したことと関係があろう。宣教師を送っていない国の商人などは、その外貌の共通性を捉えて「紅毛」と総称された。しかし、使節派遣などの局面では、中国側当局者も個々の国名を識別した。ただ、明代にオランダ人を「紅毛」と呼んでいた習慣にもとづいて、「荷蘭」の別称として「紅毛」が国名として使われることもあった。

(18) この問題については Leonard Blusse, "No Boat to

船派遣を止めたわけです⁽¹⁸⁾。ですから、舟山に「紅毛館」を設置しても、1729年(雍正7)にオランダ東インド会社が中国との直接貿易を再開するまでは、もっぱらイギリスや中国の商人が舟山の港湾と商館を利用することになったと考えられます⁽¹⁹⁾。

関税収入の増大を求める浙江省の当局は、「輸誠貢市」すなわち朝貢をおこなっている国であるか否かにかかわらず、ひろく諸外国の貿易船に港湾施設と商館の便宜を提供して貿易の拡大をはかるという姿勢を示しております。これはまた、海禁を解除したのち、貿易の拡大に熱心であった康熙帝を戴く朝廷の方針でもあつたわけです⁽²⁰⁾。貿易を「朝貢システム」の一環として位置づける思考は、ここにはまったく見られません。

もうひとつ、興味深い史料をご紹介しましょう。1716年(康熙55)、福建浙江總督の任にあつたマンボー Mamboo が、福建省の廈門で起こった貿易をめぐる事件を報告するため満洲語の親書を康熙帝に送りました。この満文の奏摺は宮中に保存されて、現在は台湾の故宮博物院にあります。それによりますと、

…Wang jiyyo liyoo 国の船が貿易をおえて帰國のため回航せんとするところ、Hūwang jeo という商人から買った生糸が未領であるとし

China : The Dutch East India Compay and the Canging Pattern of the China Sea Trade, 1635-1690" (Modern Asian Studies, 30-1, 1996) および張彬村「十七世紀末荷蘭東印度公司為甚麼不再派船到中國來?」(『中國海洋發展史論文集』第九輯 2005年、169~190ページ) が詳細な分析を加えている。

(19) 寧波でのイギリス船の来航と貿易については、陳君靜「略論清代前期寧波口岸的中英貿易」(『寧波大學學報(人文科學版)』十五—2002年) を参照のこと。

(20) 紅毛館の設置については、1696年(康熙35)の「部議」はこれを却下した。どの部であるか、実錄などにも記載がないが、戸部・禮部・兵部にかかる事務であるので、複数の部の合議の結果であろう。しかし、それを不満とする海關監督が二年後に

て、Li de hing の商船を拿捕し、大担(嶼)の海口を出て行った。…Wang jiyoo liyoo 国は「黄毛」の一種であり、ただ一隻の小型夾板船(いわゆるジャンク)で、水手(乗組員)を含めて六十人ほどであり、力は強くない。…⁽²¹⁾

ここに登場する「Wang jiyoo liyoo 国」はその商船の所属する国名であることは間違いないありません。しかし、当時、中国に来航していた諸国の中には、この音に当てはまりそうな国はありません。「紅毛」ではなく「黄毛」の一種だと言いますから、東南アジア方面から来航した商船が「Wang jiyoo liyoo 国」を名乗ったという可能性が高いのでしょうか、いったい何処であるのか、清朝側の他の史料には見えない国名です。一度でも朝貢をしたことがあれば、実録などに記録が残るはずです。しかし、史料にはまったく見当たりません。にもかかわらず、この未知の国からの貿易船の来航それ自体については、総督である Mamboo も、報告を受けた康熙帝も何か気にとめた形跡はありません。西洋諸国であれ、東アジアの諸国であれ、朝貢と関係なく貿易をすることを、当然のことと見ていたことになります。

もちろん、清代でも朝貢国は多くありましたし、使節を送ってくる国があれば、それを一律に朝貢と見なす態度はかわりませんでした。マ

再度題奏をおこなって裁可された。

(21) 『宮中檔康熙朝奏摺』第九輯、705 ページ。この奏摺は満漢合璧ではなく、満文のものだけが上呈されたようである。漢訳は、中国第一歴史檔案館編『康熙朝滿文奏摺全訳』(中国社会科学出版社 1996 年)、1079 ページにある。

(22) Mark Mancall, "The Ch'ing Tribute System: an Interpretive Essay", in [Fairbank ed 1968], p.77. マンコール氏の清代の通商・外交関係を「朝貢システム」という概念で括ろうとする議論は、ボランニーが提起した交換についての経済人類学の論理を援用する。しかし、朝貢は中国の皇帝にたいする外夷諸国の臣従を儀礼の場において明示するための制度である。貢物と賜予の交換は、朝貢制度の重要な一環

ンコール Mancall 氏は、清代の对外通商・外交関係を「朝貢システム」という枠組みで捉えることを主張しました。その説では、清代を通じて「朝貢における貢ぎ物と賞賜の交換の儀式が、宇宙論的に貿易の基礎として求められた」ことになっています。しかし、海禁解除後の清朝において、このように朝貢と貿易を不可分に結びつける思考回路が、現実の貿易政策遂行の場で作用を及ぼしていたとは考えられません。そのような思考は明代の朝貢体制のなかにきわめて濃厚にあらわれていますが、十八世紀には、すでに過去のものとなっていたと言うべきでしょう。

17世紀の末から18世紀にかけて、清朝の外交上の相手として、もっとも厄介であったのはロシアでした。周知のように、アルバジン城での軍事衝突からネルチンスク条約(1689年)の締結をへて両国間の緊張はやや緩和されたのですが、じつはその後もロシアの使節や親書をめぐる儀礼上の問題、さらにはロシアの隊商の取り扱いにいたるまで、清とロシアは外交上の神経戦を繰りひろげます。1693年(康熙32)、ロシアのツアーリ——清朝の側はロシアのツアーリをチャガン=ハンと呼んでいました——の使節が到着しました。もたらされた親書の翻訳を読んで、康熙帝がもらした感想が『清世祖実録』に記録されています。そこに次のような言葉

であるが、それは経済的な取り引きを開始するための関係樹立を促すものではなく、「臣従」と「恩恵」という政治的な関係を確認する行為であった。中国側の一方的な認定であるにせよ、皇帝に対する王の「臣従」を通商関係樹立の条件として求めるのが朝貢制度である。ボランニーの論理を援用することは、かえって朝貢儀礼の政治的な意味を見失わせる恐れがある。また、清代の同時代人の言説や考え方の枠組みを離れて、伝統的、儒教的な世界解釈や規範意識にひきつけて「朝貢システム」の概念的拡張をおこなうことは、後段の注(29)の文章が、經典や古典的歴史書の語彙で現実を叙述しようとして著しく偏向した像を創りだしてしまうとの、等質の誤りを犯すのではないかという危惧をぬぐえない。

が見えます。

外藩の朝貢に至っては、盛事に属するけれども、恐らくは、伝えて後世に至るならば、これに因って反って事端を生じるかもしれない⁽²³⁾。

諸国が朝貢してくることは、中国にとって輝かしく誇るべきことではあるけれども、このような制度をつづけていれば、将来にそれが紛争の種になるであろうという危惧、康熙帝はロシアとの関係紛糾をみずから体験することによって、このような認識に達していたわけです。

天下において至上の存在たらざるを得ない中国の皇帝として、押しかけてくる外国の使節があれば、これを朝貢使節として取り扱わざるを得ません。この実録の記事も、「鄂羅斯察漢汗、遣使進貢」という書きだしで始まっています。のちの1793年（乾隆58）のマカートニ使節団、1816年（嘉慶21）のアマースト使節団の事件を考えてみても、清代においてもこのような認識と作法が生きていました。使節の来朝と謁見、国書の往来、贈り物の交換など、皇帝が一方の主体となる儀礼的な政治行為については、朝廷という天子の政治空間から発せられる言語が「朝貢」の文法と語彙による。これは明代から何ら変化していません。ロシアとの条約の文章が漢訳されると、両国間の取り決めとして書かれていた条項が、あたかも清朝側が認可したかのように表現されたことはよく知られていますが、これは不思議ではありません。対等者をもたない皇帝の政治行為が、命令と恩典、服従と保護という文脈でしか記述できないのは当然でした。また、これはどの時代でも変わりません。最近、中国では「天朝体制」という用語が使

われることがあります。中国皇帝の政治行為がつねに天下のすべてに対して超越的であるという理念、そしてそれを表白する言語からなる政治システムを、「天朝体制」と表現することは適切であると思います。また、明代には「外夷」との物質的な交換を、その実質がたんなる商取引であっても、朝貢tributeという天子にたいする臣従の儀礼を前提としておこなわせるという朝貢一元体制がありました。いわば、「天朝体制」の適用を、文字通り天下に限なく拡げようすると、「朝貢システム」が生成されるという関係です。

その一方で、海禁の解除の過程で示されたように、清朝は海外貿易の拡大へ舵をきっておりました。朝貢を受け入れること、あるいは使節を朝貢の儀礼に従わせて一方的に朝貢国だと認定することは、中華の天子の権威の発揚の場を提供するけれども、それは他国との紛糾の種でもある。このような透徹した認識をもちながら、旧来の「朝貢システム」によって貿易拡大の政策目標を追求したとは到底考えられません。

康熙帝と同様の認識は同時代の歴史家のなかにもありました。『明史』の編纂にもふかく関わった姜宸英という人が、『大清一統志』——これは清朝治下中国の官撰地理書ですが、関係する諸外国についての記述をふくむ一種の万国志でもありました——の「海防」にかんする部分に掲載する予定で執筆した「論日本貢市入寇始末」という論説があります⁽²⁴⁾。姜宸英は日本の入貢地点であった寧波府の人でした。この文章は、日本を中心としてひろく明代の対外関係を視野に入れながら、倭寇の顛末はもとより16世紀中葉以降の貿易問題から、1684年（康熙23）

(23) 『清聖祖實錄』康熙三二年（1693）十月丁酉、卷一六〇、19abページ。「至外藩朝貢、雖屬盛事、恐傳至後世、未必不因此反生事端。總之中國安寧，則外釁不作。故當以培養元氣爲根本要務耳。」

(24) 『大清一統志』には乾隆九年本、四庫全書本（乾

隆二九年本）、嘉慶二五年本の三種があるが、このいずれにも、姜宸英「論日本貢市入寇始末」は見えない。この文章は、姜宸英の文集に載せられている（次注参照）。

以降の海禁解除後の問題におよぶまで包括的な議論を展開しています。姜宸英は議論を総括して、

明に外患をもたらしたものは、密貿易の有無にあったのではなく、通貢という一つの失策にあったのだ。明の太祖（洪武帝）がこれをお前に誤り、成祖（永楽帝）が後にさらに甚だしくした。しかし、朝貢を断絶したうえに、商人の往来まで禁止しようとしたのは、まさしく羨に懲りて膾を吹いたのであり、その弊害を見てその利を見なかつたのである⁽²⁵⁾。

と書いております。朝貢政策における失策に加えて、通商と朝貢を一体のものとして、朝貢の禁絶にあわせて通商も停止する、これが明朝の大失策となつた、という認識です。かつまた、それと全く対照的な成功例として海禁解除後の通商制度を讃美しています。

中国を中心とする東アジアの通商の制度は、中国と、かつてはその朝貢国であった内陸と海外の周辺諸国、さらにこの通商圏にあらたに参入してきた西洋諸国との間における複雑な相互作用の過程のなかで、互市の体制を拡大していくとともに、朝貢システムからの脱却という傾向を顕著にいたしました。康熙帝や姜宸英が示したような、朝貢と絶貢——朝貢の断絶は通商の断絶でした——がもたらす危害にたいする認識は、この流れに棹として、清朝の政策、ひいては東アジアにおける通商と外交を互市体制に向けて押し出す動力の一つとなつた、とわたくしは考えております。

(25) 姜宸英「論日本貢市入寇始末 大清一統志」『湛園未定稿』巻一、11a ページ。「臣愚故以明之胎患、不在于私販之有無、而在於通貢之一失。明太祖既誤之于前、而成祖復甚之于後。然貢既已絕、而猶欲禁商使不得行、是何異懲羨而吹聳、有見其患而無見于其利也」。洪武帝時代に、日本は明朝に通貢していませんから、ここでいう「通貢の一失」とは、日本を通貢させたのが失策であった、という意味ではなく、洪武帝時代にはじまつた通貢の制度、すなわち朝貢体制がそもそも失策であったというのが筆者姜

3 「互市諸国」と互市

次に、わたくしが考えます互市、そして互市体制とはどのような理解にもとづくのか、ご説明したいと思います。

1818年（嘉慶23）に刊行された『大清会典』は、康熙、雍正、乾隆の歴代会典の体例に少なからざる改変を加えています。なかでも注目されるのは、禮部の所轄事務として諸外国との関係や礼制を記述した部分に、「朝貢之國」と対比するかたちで「互市諸国」なる概念を登場させたことです⁽²⁶⁾。このことに最初に言及したのは、佐久間重男先生です⁽²⁷⁾。また、「凡中商夷商、許各以其所有市焉」という見出しのもとに、「夷商とは、みずから貨物をもって内地に貿易する者であり、例に照らして徵税する」という解説をし、日本、カンボジア以下多くの国名とそれぞれの商品の一覧を掲載しています⁽²⁸⁾。ただ、清代の朝廷や政府が編纂した政書、つまり法令や制度を記した書物の類に、この「互市諸国」という概念が見えるのは、更に数十年遡ります。1748年（乾隆12）にいったん完成し、その後1785年（乾隆50）ころまで追加編輯がおこなわれた『皇朝文獻通考』という書物がございます。その巻二九三、「四裔考」の冒頭の按語に、修辞を凝らした文体で

国家、紘（八紘一宇の紘、方角の意）をとどめ、軌を一にするの時に当たり、万国の車書、聞見は倍に確かなり。ここに琛を獻じ朔を奉じ

宸英の主張であろう。

(26) 卷三一、禮部、主客清吏司、2 b～4 b ページ。

(27) 佐久間重男「明代の外国貿易——貢舶貿易の推移——」（初出 1951年、『日明関係史の研究』吉川弘文館 1992年）であろう。濱下武志氏は「朝貢原理とは異なる互市原理のカテゴリーがそこには含まれている」とするが、両者の原理の差異について具体的な説明はしていない。濱下『近代中国の国際的契機』（東京大学出版会 1990年）、23 ページ。

(28) 嘉慶『大清会典』卷三一、15 a b ページ。

ると、および互市するの諸国を挙げ、その山川風俗のいまだ曩^{さき}の乘^{のぼ}（記載、書物）に登ざざるものと稽^{かんが}え、著して斯の考を為る⁽²⁹⁾。

とあります。琛とは珍玉のことですが、これは貢ぎ物の象徴です。「朔を奉じる」とは朝廷の頒布した暦を採用し、かつ中国の年号を使うことです。朝貢をおこない正朔を奉じる、すなわち清朝の暦と年号を採用する諸国＝朝貢国と、互市をおこなう諸国の二類があつて、それぞれ清朝と関係をもつている。それら諸外国の地理や風俗について記述する、ということを述べております。朝貢諸国にたいし、朝貢を行わず互市だけをおこなう諸国をそれと区別して「互市諸国」と言つております。こうした『皇朝文獻通考』にみえる「互市諸国」の概念が、嘉慶『大清会典』に引き継がれたということになります。

この『皇朝文獻通考』にはもう一つ、興味深い箇所があります。それは卷三三、市糴考、「市舶互市」にかかる部分です。その序論にあたる部分に、

ルソン、ジャカルタ、日本、紅毛、紅毛の種は數十、さきの所謂烟濤に出没し、その蹤跡を知るなき者の、皆なすでに圖に按じて指すべし。就中、フランス（「佛朗西」とあるが、おそらく「佛郎機」と混同している）、オランダ、シャム等の國、首を矯けて内に面し、數十更（遠い海路）を超えるを憚らずして以つて来る。…是においてその職貢に縁りて、
その貨賄を通じ、これが期會を立ててもってその勞逸を均しくし、税額を寛減してもって

(29) 『皇朝文獻通考』卷二九三、四裔考一、「當國家頓紜壹軌之時、萬國車書、見聞倍確。爰舉獻翊奉朔及互市諸國、稽其山川風俗之未登曩乘者、著為斯考」。

(30) 同前書、卷三三、市糴考、市舶互市、1 b ~ 2 a ページ。「各島如呂宋、噶喇吧、日本、紅毛、紅毛之種數十、向所謂出沒烟濤、莫知其蹤跡者、皆已按圖可指。就中佛朗西、荷蘭、暹羅等國、矯首而内、

その生息を豊かにし、厚く賞賚を加えてその忠誠を作こす。…此れ今日市舶の盛んなる所以なり⁽³⁰⁾。

という文章が見えます。ここでは実態をほぼ無視して、すべての外国が「職貢」にはげむ、つまり朝貢をおこない、その機に貿易を行わせて利益を得させているなど、大言壯語を並べています。こうした修辞の世界においては、明代のごとき朝貢一元体制の理念と語彙が躍動することがあります。

『皇朝文獻通考』卷三三、市糴考、「市舶互市」は上のような文章をもって始まりますが、おもしろいことに、その末尾の按語では、

臣等謹んで按じるに、中外の商民は、もと一体を同じくす。聖朝の仁恩は覃^{あよね}廣^{こう}洽じ、舉凡の商旅を通じ、遠人を柔にするの道、詳尽^{じょうじん}靡^{めい}せざるなく、義を慕い、風にうによる所、先を争ひ後るるを恐る。互市の設、百數十年來一日の如くして、なお時に皇上の聖懷をわし、体恤すること周至なり⁽³¹⁾。

と、この巻の内容が、じつは「職貢」などではなく、海禁解除以来、百數十年來おこなわれてきた「互市」の制度を記録するものであることを明らかにしています。もちろん、修辞もその作者の思考や認識から出たものでありますが、ありある学識と技巧がステロタイプ化した叙述を生みだし、往々にして文章の中だけの世界を作ってしまうことがあります。この「市舶互市」の項の序文などはその典型でしょう。こうした文章表現にもとづいて同時代人の認識

不憚超數十更以來。其他小弱、附景希光者、又不在此數。於是緣其職貢、以通其貨賄、立之期會以均其勞逸、寛減稅額以豐其生息、厚加賞賚以作其忠誠。而又核驗官符、譏禁內匪、弛張互用、畏慕滋深。此今日市舶之所以盛也」。

(31) 同前書、卷三三、市糴考、市舶互市、76b ページ。
「臣等謹按、中外商民、本同一體。聖朝仁恩覃洽、舉

と実践との関係を論じることは、虚像を見ることになりかねません。

『会典』や『皇朝文献通考』の「互市諸國」という用語だけをみましても、それは旧来の朝貢体制のなかに括ることのできないものを推し出して区別したということしか分かりません。では「互市」とはどのような制度であるか、という積極的な説明をする必要があるでしょう。最も広い意味においては、「互市」とは「市場における交換」という一般的な概念に相当します。しかし、現実に清朝がおこなっておりました制度に、より強く引きつけて解釈する清代の人の議論を見いだすことができます。

1685年（康熙24）、広州に設置された税関は「粵海關」と呼ばれました。1834年（道光14）、両廣総督が廣東における海防や貿易の歴史と現状の調査、およびそれを書物として編纂する事業の開始を命令しました。その成果の一つが『粵海關志』三十巻です。『粵海關志』の編纂に携わったのは現地広州の知識人たちであります、その一人梁廷枭（1796～1861）が取りまとめ役をつとめたと言われております。この『粵海關志』巻二「前代事実」の冒頭に編者の按語があり、そこで「互市」の制度の解説をおこなっています。

馬端臨は『文献通考』を著し、「市羅」門を立て、そこに「市易」と「互市」を並列している。思うに、この両者、名は同じであるが、内実は異なる。「市易」の法は、均輸や和買に起源するもので、「貸息」「抵当」「賃遷」などの方法があり、県の官府が黠商豪賈（悪徳大商

凡通商旅柔遠人之道、莫不詳盡靡遺。所由慕義擣風、爭先恐後。互市之設、百數十年來如一日、猶復時虧皇上聖懷、體恤周至」。

(32) 『粵海關志』巻二、前代事実、1 b～2 aページ。
「臣謹按、馬端臨作『文献通考』、立市羅門、以市易與互市並列。竊以為、二者名同而實異也。市易之法、原於均輸、和買。曰「貸息」、曰「抵當」、曰「賃遷」、以縣官而行黠商豪賈之所為。究之物価騰踊、商民怨

人）の行為を行うものである。ゆき着くところ、物価が騰貴し、商人も人民も不満を口にするようになる。これが、（王安石の）新法が天下を乱した所以である。「互市」とは、まさに「その有る所をもって、その無き所に易える」という言い方そのものであり、値切りや押しつけ、強制買い上げの煩いがなく、徵稅よって収入があり、（交易が平和をもたらすため）軍隊の駐屯経費も不要になる。華と夷がこもごもその効用にたより、公と私が均しくその利益を受ける。故に、漢より現今にいたるまで、これをつねに行ってきた。陸路に在るものと「互市」といい、海港に在るものと「市舶」と呼ぶ。そのための官を設けたのは唐代に始まり、制度を立てては宋代になって整備がすすんだ。しかしながら、明の中葉に…。⁽³²⁾

官が強制力を発揮して行う「市易」と対比することで、「互市」制度の特質を論じています。要するに、『粵海關志』の編者が言うところの「互市」は、

- a . 商業的な取り引きである。官定の価格や割当量もない。（価格は需給バランスと駆け引きで決まる市場価格になるわけです）
- b . 取り引きにたいする徵稅がおこなわれる。（そのための官署が設置され、交易地点は限定されることになります）
- c . 中国と夷狄のあいだで行なわれる互恵的な交易であり、かつ中国の「公私」に利益をもたらす。（しかし、夷狄は朝貢をして皇

謙。此新法所以亂天下也。若互市、則誠所謂以其所有易其所無矣。無抑配之弊、無科率之煩。收徵稅之入、省戍守之費。華夷交資其用、公私均享其利。故自漢至今、行之不改。在陸路者、曰「互市」、在海道者、即曰「市舶」。其設官也肇於唐、立制也備於宋。然明中葉、又時通時罷者、何哉。蓋宋之市舶、主於助國用、明之市舶、主於統貨寶。…」

帝に臣従の礼をとり、それと関係づけて交易に与るという観念の形跡は見当たりません)

粵海閥は、こうした互市だけでなく、朝貢にも関わっていました。『粵海閥志』も、巻二一から巻二三まで「貢舶」についての記述があり、シャム、オランダ、イタリア、イギリス、琉球がそこで取りあげられています。イギリスは、本来、互市=市舶の部類であるべきですが、1793年のマカートニ使節団を送ったが故に、意図的に「貢舶」に数えられてしまうという氣の毒なことになっています（これは嘉慶『大清会典』も同じ）⁽³³⁾。このように粵海閥は朝貢事務にも関わるものでありながら、巻一の「皇朝訓典」で歴代皇帝の上諭を列挙したなかに、朝貢にかかわる上諭はまったくありません。また、さきほどその一部を紹介しました巻二から巻四にわたる「前代事実」も、明代の部分を除き、朝貢にかかわる記事は含まれていません。さらに、その冒頭の按語はもっぱら「互市」制度の解説と讃美に費やされています。このように中国の開港（1842年の南京条約）以前における最大の貿易港広州では、当地でおこなわれているのが商業的な互市の制度であって、それを朝貢の文法と結びつける必要はない、このような認識を、『粵海閥志』を通じて主張しているように考えられます。

また、1769年（乾隆34）、朝廷の命令によって編纂された歴代制度の通史である『欽定續通典』巻十六、食貨、互市の項目には、

(33) J. L. Hevia, *Cherishing Men from Afar: Qing Guest Ritual and the Macartney Embassy of 1793* (Duke University Press, 1995)は、清朝側のマカートニ使節の取り扱いを、「賓礼」という政治・文化的な観点から分析することによって、従来の「朝貢システム」論を批判した。しかし、「朝貢システム」は、清代の通商外交の全体を朝貢という臣従の表徴と結びつけており、清代の通商外交そのものが脱「朝貢システム」を志向していたことを論じる必要があろ

宋、遼、金が国内に割拠すると、敵國の物産はそれぞれ畳い込まれて物流が阻害され、人びとは缺乏に悩まされた。そこで、とりわけ互市の制度を重んじて、平和であれば互市を許可し、戦争になれば断絶した。貨物を通じあうことで善隣を兼ねたのである。設置された榷場にはすべて場官を設けて取り締まりを厳格にし、広い屋根つきの施設を置いて、両国の有無を通じる。またその税収によって財政の役に立てた⁽³⁴⁾。

という記述がみえます。天下一統の時代ではなく、宋とモンゴル系の遼、ジュシェン系の金が分立する状況があらわれたのは、10世紀後半から13世紀前半にかけての時期です。それぞれが皇帝をいただきながら、抗争と共に、そして相手の打倒をめざす駆け引きが続いた競争の時代でした。国土が二分されると、官府が運営する市易などによる物流や、朝貢貿易のように政治的関係に基づく物流ではなく、売り手と買い手が対等——敵対するというのは対等だということの一側面です——の立場で交易する互市の制度が重視された、という主張です。もちろん、この議論では歴史的な経緯や事実は極度に単純化されています。しかし、制度の理念や他の制度との対比をおこなうには、単純化された理念モデルを指定することが有効です。眼前で行われている互市の制度の理念モデルを中国の歴史経験のなかから掬いだす、この文章の筆者の意図はこのようなものでした。

この『欽定續通典』の互市の説明には、商人

う。[李云泉 2004: 252]も、ハイビア氏の朝貢論批判が旧来の朝貢論と「同工異曲」であると指摘している。

(34) 『欽定續通典』巻十六、食貨、互市、6 bページ。「宋遼金疆宇分錯、敵國所產、各居其有、物滯而不流、人艱于所匱。于是特重互市之法。和則許之、戰則絕之、既以通貨兼用善鄰、所立口岸、皆設場官、嚴厲禁、廣屋宇、以易二國之所無、而權其稅入、亦有資于國用焉」。

は登場しません。しかし、官が設置した市場に置かれた「場官」は取り引きの主体ではありません。「場官」が市場の管理、取り締まり、徵税にあたるのですから、取り引き自体は双方の商人によっておこなわれることになります。『粵海関志』では広州での現実に即して「華と夷」の交易であると言われています。『欽定續通典』では遼や金という非漢人の王朝が宋と同列対等であるという認識ですから、互市は両国間の交易になるわけです。

こうした「互市」についての認識は、18世紀、19世紀になって出現したというわけではありません。詳しく論じる餘裕がありませんので、一つだけ史料を紹介いたします。

1571年、右翼モンゴルの有力者であったアルタンが、数十年にわたる明朝との衝突の末に、「順義王」に冊封され、宿願であった明との正規の交易を実現することになります。「隆慶和議」や「アルタンの封貢」と呼ばれている事件です。このとき、辺境防備にあたる明の辺軍の統率者である總督と巡撫がアルタン側との交渉にのぞみ、双方の要求をすり合わせました。その交渉を報告する上奏のなかに、次のようなくだりが見えます。

虜使（モンゴルの使者）が言うには、こちらが求めていた交易は、もはや「馬市」をおこなうことを求めるのではなく、朝貢が許された後に、貿易をさせること、遼東の開原や広寧で行われている「互市」の規則のようにせられたい。これは諸夷にたいする取り扱いとして当然の制度であって、昔の「馬市」の比ではない、と⁽³⁵⁾。

ここでいう「馬市」とは中国側に帰順したモ

ンゴルに認められた馬匹などの辺境交易のことであり、明代では15世紀初頭（永樂年間）からおこなわれてきた制度です。この「馬市」では商品も限定されるうえに、その種類ごとに絹や綿布とのバーター価格が明側によって定められておりまして、商業取引ではありません。あくまでも朝貢に附隨する恩典としての交易であつたわけです。こうした旧来の「馬市」ではなく、すでに遼東地域でウリヤンハ三衛のモンゴル人や、ハダ、イエヘなど辺境の閥門近くに出現したジュシェン（女真、女直）の商業一軍事集団がおこなっていた事実上の「互市」と同じ性格の交易を、長城ライン西よりの山西や陝西甘肅、さらには内蒙古と北京方面をつなぐ交通路上に位置する張家口などで実現すること、これがアルタン封貢にかかわった当事者の構想でした。この報告のなかでは、「互市」の要求はモンゴル側から提起されたことになっていますが、本当にモンゴルの使者がこのように喋ったという保証はありません。中国の辺境社会における要望をモンゴルの使者に仮託して、それまでモンゴルの朝貢すら拒否してきた朝廷にたいして要求をおこなうものであったのかも知れません。いずれにせよ、朝貢体制の一環をなす「馬市」を否定し、課税をともない、月に数度の頻度でおこなわれ、価格を市場のなかで決めるという「互市」が、内陸の辺境において望ましい交易の形態として主張されたことは間違いないありません。

萬曆40年（1612）、朝貢使節の接待にあたる會同館の提督（禮部の主事の一人が任命された）から、遼東からやってくるウリヤンハ三衛やジュシェン（女直）諸衛の朝貢使節が、「半ばは中國強梁の亡命にかかり、代りて敕書を捧じて来る」ものだと喝破し、危険や乱費を回避す

(35) アルタン封貢をめぐる交渉状況を報告する王崇古の上奏。瞿九思『萬曆武功錄』卷八「俺答列傳下」、16ab ページ。「虜使云、所請市、非復請馬市。但許

貢後、容令貿易、如遼東開原、廣寧互市之規。此固制待諸夷之常典。非昔馬市比。臣等以爲、使先帝在、亦必俯從無拒也。」

るために、「北虜の事例」にならって関門での互市をおこなうべきだという提言をしました⁽³⁶⁾。1571年のアルタンの封貢によって確立した「北虜の事例」は、本文で述べたように、もともと「開原・廣寧互市之規」に倣つものでした。しかし、大きな相違点がありました。それは、ウリヤンハ三衛やジュシェン諸衛はいずれも北京まで朝貢使節を派遣していましたが、順義王の統率下にある右翼モンゴルは「冊封」されたにもかかわらず、北京への朝貢を許されなかったことです（表文と貢物は、辺境の関門で明側にひき渡された）。このように朝貢の実質がなく、辺境の関門で互市のみをおこなう「北虜の事例」が双方にとって有利であるという認識がひろがると、ぎやくにウリヤンハ三衛やジュシェン諸衛についても、実質的な朝貢を伴わない互市のみをおこなわせるべきだとする考えが、明の当局者のなかに現れたわけです。

「アルタンの封貢」という呼び方が示すように、明代ではなお互市と朝貢を切り離すことができませんでした。アルタンが冊封を受け入れたからこそ、互市が許されたわけです。しかし、すでに16世紀後半の辺境社会で、「互市」が実質的に朝貢体制を乗りこえるべき制度として認識されていたことは重視さるべきことでしょう。また、数千キロを隔てた海上の辺境たる広州などの貿易港においても、同じ「互市」という用語で表現される制度への希求があったこと、さらには東アジアにおける通商の時代たる18世紀において互市体制とでもいべき制度の広がりを獲得するにいたったことは、けっして小さなことではありません。わたくしが、清代の交易と対外関係をMancall氏流の「朝貢システム論」の枠組みで捉えることに異を唱えるのは、朝貢という語を用いることによって、ここで述べたような歴史認識を阻礙し、聞く人にか

なり偏向した歴史像を植えつけてしまうことを恐れるからです。

4 互市の遠心性と合理性

さきに『粵海關志』の編者の認識を通じて互市制度の性格を三項目あげましたが、それに加えて、わたくしは次の二つを18世紀の互市制度の特徴として挙げることができます。

d . 辺縁性（地理的、また政治的に。朝貢のもつ求心性と対称的）

e . 経済政策や安全保障の観点からする規制と管理をおこなう（つまり管理貿易）。

まず、d . については、対外交渉であれば辺縁でおこなわれるのは当然ではないか、というご意見もあるでしょう。しかし、朝貢の制度と互市の制度とが、交易活動だけでなく、いわば外交交渉に相当する行為においても相反するベクトルをもっていたことを説明するのに、互市のもつ辺縁性なしは遠心性という性格は重要です。18世紀の清朝当局者が、意識的に通商と交渉を辺縁に遠ざけるという政策を探っていたことは間違ひありません。

もともと、朝貢および朝貢貿易がきわめて求心的であったという点からご説明致します。朝貢の使節はどの地点から入貢するにかかわらず、貢ぎ物を携えて指定された経路にしたがつて帝都まで行かねばなりません。貢ぎ物は宮内庁に相当する内務府が点検して受領します。一方、皇帝からの反対給付たる賞賜の品は紫禁城の正門たる午門の前に陳列され、壯麗な儀式とともに、使節が跪いて一つ一つ受け取ることになっていました。臣従と天恩の交換のための儀礼として、朝貢国の国王の「表文」の上呈や禮部における宴会などが挙行されます。明代のも

(36) 『明神宗實錄』萬曆四十年五月壬寅の条。

ともとの規定では貢ぎ物以外の附搭貨物も、入貢地点で市舶司などの官府が買い上げるか、京師の会同館まで運び込み、そこで交易することを求められました。清朝が、オランダに対してこの規定を適用しようとしたことはすでに申し上げたとおりです。朝貢国が希求してやまない中国の商品も、現実には港で受けとるという抜け道もあったのでしょうかが、規定では会同館における交易で獲得することになっていたのです。

つまり、交易まで含めて、朝貢に関わるあらゆる行為を儀礼の場である朝廷と中央の官府に吸い寄せる、このように皇帝の権威にむかって強い求心性をもって運用されたのが朝貢と朝貢貿易の制度です。明朝確立期には海外各地に皇帝の詔書をたずさえた使節を送り、朝貢の使節を呼び寄せる、また鄭和の大艦隊を派遣して使節を載せて帰ることさえやりました。皇帝という天下の中心に位置する至上者は「徳治」という磁力をもつのですが、その磁力を届ける行為と磁力に引きよせられる行為が儀礼の場で実現しない限り、磁力の存在は実証できません。朝貢は天子の「徳治」が發揮する求心運動に即して組み立てられていたわけです。

一方、互市の制度には、まったく逆の遠心力が働いていたように思われます。その好例がロシアとの交易形態でしょう。1689年（康熙28）に締結されたネルチンスク条約は、そもそも外国と条約を締結するという行為自体が異例でありましたが、それに加えて、双方の人民が相手国の中に入つて商業に従事することを認めるという瞠目すべき条項を含んでいました（第六条）。実際には、清朝側は商人を送りこまず、ロ

シアの隊商がモンゴル高原を縦断して張家口から内地に入り、北京で交易を行うこと、およびその旅程でもかなり自由な商業活動を許すことになりました。ところが、1717年（康熙56）以降、清朝はこの条約上の取り決めを行使させないようにするために、さまざまな工作をおこない、結局はロシア領シベリアと外モンゴルとの国境上の町——ロシア側のキャフタ、中国側の買売城という交界都市——において辺境の互市を行う体制に持ちこむことに成功します。1754年（乾隆十九）が北京への隊商派遣の最後でした⁽³⁷⁾。

使節の来朝を天子の権威の象徴として求める朝貢制度の発想からすれば、ロシアの隊商の上京を朝貢になぞらえて、主観的な優越を味わうことも可能なのでしょうが、康熙帝やそれ以降の清朝皇帝が採った態度は、交易はこれを地理的な極限にまで遠ざけ、使節の来朝も必要としない状況を作りだすことによって、二つの皇帝政治の隔離をはかることに傾いていたように思われます。ロシアとの互市をキャフター買賣城まで推し戻したのとほぼ時を同じくして、西洋諸国の来航地点を広州に限定し、いわゆる「カントンシステム」を出現させたのが、1757年（乾隆22）です⁽³⁸⁾。また、中国商人は江蘇、浙江、福建、広東の港から出港して海外で交易をおこないました。これらについては、中国側から見た互市場が海の向こうの辺縁に位置したわけです。こうして互市の地点を、外へ、外へと追いやる遠心力は、政策意図に基づいていたとも考えられます。日本との互市地点は長崎にありましたから、都合が良かったわけです。朝鮮は、

(37) 吉田金一『近代露清関係史』近藤出版社、1974年、Mancall、*Russia and China: their Diplomatic Relations to 1728*, Harvard University Press、1971、張維華・孫西『清前期中俄関係』（山東教育出版社1997年）、柳澤明『キャフタ条約への道程——清の通商停止政策とイズマイロフ使節団』『東洋学報』六九一一1998年）など。

(38) 乾隆二一年（1756）閏九月、乾隆帝は兩広總督および閩浙總督にたいし、「洋船赴浙日久生弊、照廣東省海關則例加稅、至浙商船自歸粵海關貿易」との密諭を降した。翌年の十一月、兩広總督李侍堯が洋商に、「口岸定于廣東、不得再赴江浙貿易」という上諭を伝えた。これらの史料は、『清宮粵港澳商檔案全集』に影印されている。

太宗ホンタイジの時代に武力行使によって清朝に屈服させられた属国的な立場に置かれており、他の朝貢諸国と同一視することには問題があります。年に四回ほど朝貢使節を送って北京の会同館での交易を認められていたほか、鴨緑江上の中江と、東部国境線上にある会寧とで互市を行ないました。これは、ホンタイジ時代に、清朝側の要求に従うかたちで開設されたものです。しかし、その起源は十六世紀末に遡ります。秀吉軍の侵入に対抗して明軍が朝鮮に派遣された16世紀末には、すでに中江で商業的な互市がおこなわれるようになっていたのです⁽³⁹⁾。

天子への求心性をあらゆる局面で発揮する朝貢の制度が好ましいわけではなく、権威や儀礼の相互衝突、さらには国家間の交渉それ自体がもたらす紛糾を回避し、なおかつ経済上必要な交易を、辺境事務として処理可能な形式によっておこなう。17世紀末以降の互市制度の展開は、こうした遠心力によって動かされていたように思われます。ロシア使節の来朝やツァーリと皇帝が交わす親書の体裁が惹起する紛糾を身をもって経験した康熙帝は、さきほど紹介したように、朝貢という通交の枠組みがかえって危害をもたらすかもしれないという認識を得ていました。こうした認識にもとづくならば、辺縁における互市こそが合理的な制度として志向されたのは当然でしょう。

互市が地理的空間における辺縁でおこなわれたことと、並行する現象として、通商にかかる国家間の接触を最小限に留めようとするベクトルが働いていたことは見やすい道理です。しかし、通商やそれにともなう移住などの現象は、それ自体が摩擦の種を含んでおります。いわゆる外交なしの通商などあり得ません。清と互市によって通商する諸国とのあいだにも、さまざまの紛争が生じております。では、清朝は

これに対していかなる態度をとったか。わたしの見るところ、清朝は、貿易や移住にまつわる外交問題それ自体を、政治空間のなかで辺縁化する方向を目指していたように思われます。互市を地理的に辺縁化することは、互市-外交問題の政治空間に占める位置を辺縁化するということと並行していた、私見によればこのようになります。このことについて、具体的な事例に即したご説明は、のちほど致したいとおもいます。

ついで、互市の制度に「e. 経済政策や安全保障の観点からする規制と管理をおこなう」という性格があったということでございますが、これは比較的に単純な問題です。さきに紹介した『皇朝統通典』の文章の中に「和すれば則ちこれを許し、戦わば則ちこれを絶つ」、また互市をおこなうことが善隣和親に通じるとあり、必要な物資を獲得するとともに互市が一種の外交戦略でもあったとの分析をしております。宋遼金の時代の互市をそのように性格づけることの当否はともかく、18世紀の東アジアの互市体制のもとでは、こうした戦略的な手段としてよりも、経済政策上の必要から互市におけるさまざまな貿易管理の方法が動員されております。互市で買賣の対象となる商品について、自国の市場における需給平衡や価格安定をはかるという目的から、取引量の規制や税制上の優遇措置をおこなうことが中心です。長崎貿易はその典型でしょうし、清朝側では、日本だけでなく、イギリスやオランダにたいしても生糸の貿易量の規制をすると同時に、長崎から銅錢鑄造に必須の銅を獲得するための手段を講じる、中国商人が船を仕立ててタイから売り込みにくる米は、朝貢船の附搭貨物でもないのに特例的に免税として貿易量拡大をはかる、内陸の互市場では貿易の期間を限定して貿易量を制禦する、こ

(39) 『朝鮮王朝実録』宣祖三十年（1597）正月丁未の条、同、宣祖三十三年（1600）十月戊子の条、同年十

一月丙辰の条など。

うしたさまざまな互市政策が実行されました。これは、当時の東アジアの国際商業の対象が、その希少さによって記号性を發揮する“prestige goods”ではなく、生産と消費の広がりが遙かに大きな商品を中心とするようになったことの反映でもありますし、また、全国規模の市場の調整をめざす経済政策を実施しようとする行政権力が生まれていたことの反映でもあります。貿易地点の限定もなく、民間の商人がまったく自由に貿易をおこなう制度であったとしますと、こうした貿易政策を実施することは不可能です。この時代に特有の互市の広がりが、貿易政策実施を可能にする合目的性という意味で、唯一の合理的なシステムであったことは明白でしょう。

5 疎な国際関係と互市

最後に、互市体制が、互市－外交問題の政治空間に占める位置を辺縁化したことについて、18世紀前半の、処理の如何によっては深刻な危機を招いたであろう二つの事件を取りあげます。

その一つは、1715（康熙54）に長崎で実施された「正德新例」（正式名称は「海舶互市新例」）がもたらした波紋です。この事件については、日本側の史料と、康熙帝の言動を記した『康熙起居注』の記事とによって事件の顛末を詳しく明らかにした松浦章氏の論文があります⁽⁴⁰⁾。ここでは松浦論文の成果に加えて、その論文執筆の時点では利用できなかった史料や、この時期における銅地金の調達問題と「正德新例」事件の関係について、社会科学院の馮佐哲氏や華

東師範大学の易恵莉氏が発掘された史料をもとにして⁽⁴¹⁾、どのような事態が危機の爆発を回避させたか、という点に絞ってお話し致します。

周知のように、1715年の正德新例は新井白石が主導した長崎貿易の改革でありました。貿易を認める中国船を三十艘に限る、中国船の貿易総額を銀六千貫に抑える（俵物三品などとのバーターによってこの上限は九千貫まで引きあげることが許された）、この総額のうち銅地金による決裁は三百万斤とするなどが中国側の利害に関わる条項でしたが、問題となったのは日本側が中国船にたいし「信牌」を交付し、それを所持しない船には貿易を認めないという施策でした。この中国船に日本側の「信牌」所持を義務づける措置が波乱を呼びます。

この情報は長崎に渡航する貿易船を管理していた浙江の海關にも伝わりました。しかし、海關監督のBoodzai（宝載）という満洲人は件の信牌を検分したうえで問題がないと判断し、中國商人に返還したようです。1715年（康熙54）9月1日（陰曆）に、宝載はこの件を浙江巡撫徐元夢（Sioi yuwan meng）⁽⁴²⁾に報告しています。長崎の奉行所が信牌を中国船に交付したのが同年の3月ですから、情報は遅滞なく中国の現地当局に届いたことになります。ところが、この報告を受けた浙江巡撫が布政使と按察使に合議させたところ、中國商人が日本の信牌を受けるのは許し難いとの上申がもどってきました。總督范時崇が布政使を通じて江蘇省に問い合わせたところ、江海關の監督Oki（沃奇）から、日本が信牌のない船の貿易を認めないとなると、海關の税収に欠損が生じるだろうという回答がありました。江蘇省の海關では、税収が

(40) 松浦章「康熙帝と正德新例」箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下巻、吉川弘文館、1988年、29～53ページ。

(41) 馮佐哲「曹寅与日本」『中国史研究』一九九〇年第三期、のち『清代政治与中外関係』中国社会科学出版社 1998年) 131～132ページ、易恵莉「清

康熙朝後期政治与中日長崎貿易』『社会科学』二〇〇四年第一期、96～105ページ。

(42) 徐元夢は漢人風の名前であるが、正白旗に属する生粧の満洲人、シュムル氏の出身である。「徐」はシュムルの対音である。

減少するのは困るので、商人たちが日本の信牌を携えるのを認めたいという意向だったのでしよう。中国側としては、今までどおり日本側の信牌を携えなくても貿易ができるのが最善ですから、浙江福建総督の Mambao (満保) と巡撫徐元夢が海関監督に指示をして、貿易商人から信牌をすべて取りあげて布政使司で保管すると同時に、商人らには、信牌をもたずに長崎へ行けと指示を出しました。この段階では、北京の朝廷や戸部には相談せずに、浙江省当局の判断で、日本側の対応に探りを入れてみることにしたわけです。その結果を 1716 年 (康熙 55) 6 月 7 日、浙江海關の監督宝載が巡撫に報告しておりますが、信牌をもたずに長崎へ渡航した十数隻の商船はいずれも貿易を拒否されてもどってきたとのこと、つまり、本気で信牌制度による渡航制限を実施するという日本側の姿勢が明確になったわけです。そこで、巡撫の徐元夢が康熙帝にあてた親展状 奏摺、満洲語のものに加えて漢文のものを送った を認め、経緯を報告して判断を仰ぐとともに、信牌の現物と長崎奉行所が申し渡した「海舶互市新例」の写しを届けました。この親展状および証拠の信牌などは、1716 年 (康熙 55) 7 月初旬には康熙帝のもとに届いたはずです。康熙帝は、この浙江巡撫徐元夢の報告について、戸部で審議するよう命じました⁽⁴³⁾。

また、徐元夢は正規の上奏文によってこの問題を取りあげたさいには、日本側に文書を送つ

て、信牌を撤回させ、清朝当局が船ごとに証明書として渡している「文憑」を根拠として貿易させるよう交渉することを提案しています⁽⁴⁴⁾。つまり外交交渉のチャネルを開こうというわけです。

正德新例が清朝側をつよく刺激したのは、日本側の発行した信牌を中国人が受領してそれを貿易許可として用いようとしたからですが、巡撫徐元夢の康熙帝あて報告には、信牌の制度が「商人において妨げとなるのみならず、国家の礼において甚だ差し障りがある」とあります⁽⁴⁵⁾。つまり、中国側の商人の身元保証なのだから、当然に清朝の官府が発行する「船引」や「船照」とよばれる証明書にもとづいて処理されるべきであり、日本の発給する文書を貿易許可の拠り所とする制度は受け入れられない、今日風にいうならば主権の侵害だというわけです。こうした主張が出るのは当然でしょうし、しかも相手は「夷狄」の一つ、日本です。この件について審議をした戸部も、浙江巡撫徐元夢の提案を是認するむね、覆奏をおこないました。

ところが、戸部の覆奏を聞いた康熙帝はこの案、つまり日本側に文書を送って交渉して信牌を撤回させようという提案を誤りだとして再審議を命じました。「巡撫がこの件を大事として奏聞したのが誤りだし、部(戸部)の議も非である」。そもそも取り上げるべき問題ではない、康熙帝はこのように決めつけたのです。康熙帝は、口頭で自分の考えを説明したようで、

(43) ここまで経緯は、北京の第一歴史檔案館に保存されている徐元夢の奏摺にまとづく。ただし、漢文の原本は北京にも臺北にも現存しないようであり、満文の原本はマイクロフィルム版『康熙朝滿文奏摺』に収められている。それを漢訳したものが、中国第一歴史檔案館編『康熙朝滿文奏摺全訳』所収の「浙江巡撫徐元夢奏倭子国不准無該國牙帖商人貿易摺」(1119 ページ)である。満文奏摺では、信牌を temgetu bithe (印をおした文書=執照) と称しているが、同書の漢訳ではそれを「牙帖」と訳すなど、不適切な訛語が使われている。なお、マイクロフィ

ルムの利用については、筑波大学楠木賢道氏にお世話をうけた。また、史料の検出についても楠木氏の助力を得た。厚く御礼申し上げる。

(44) この点について、松浦氏の解釈はやや正確さを缺くよう思われる。

(45) 国家の礼の原文は「grun i doro」である。この「doro」という満洲語は「道、道理」と同時に「礼、礼儀」を意味する。前掲中国第一歴史?案館編『康熙朝滿文奏摺全訳』はこの箇所を「即国家之道亦甚有碍」と訳す。

その言葉が『康熙起居注』に記録されています。康熙帝の説明は、きわめて興味深いものです。その要点は、こうです。

日本側が発給した信牌は、中国側と日本側が取り引きするときの証明（原文は認記、あるいは記号、つまり認め印のこと）にしかすぎず、我が国の地方官に与えた文書などではない。今、北京の織物商人、江南、浙江の商人はそれぞれ証明を確認して、取り引きをしている。日本（原文は倭子）の証明書つまり信牌は、我が国の商人にあたえた証明と同じようなものである。また、わが国の海関の役人が貿易船にあたえる証明書も、ただ検査のために出しているのであり、戸部が出す公文書および上諭とは違うのだ。かくも重大事としてよいものか！⁽⁴⁶⁾。

日本側が中国船に信牌を支給したという行為について、それは政治的な思惑からでものではなく、商業取り引きの場で注文書や荷請け書、また手形など決済文書を交わすときに認めの印などを押すのと同じものだ、このようなものに大騒ぎするな。康熙帝の一喝で、信牌制度が引き起こした風波は沈静いたしました。

興味深いのは、こうした経緯を長崎の当局が中国商人からの聞き取りを通じて詳細に把握していたことです。浙江巡撫徐元夢が康熙帝に報告した内容は、簡にして要を得たものですが、いくつか細かな経緯を省略しています。ところが、当事者であり最大の利害関係者である中国の貿易商人らはさらに詳しい情報をもってお

(46) 『康熙起居注』第三冊、2310ページ。「(康熙五九年九月二四日) 上曰、此牌票只是彼此貿易之一認記耳、並非行與我國地方官之文書。今京師綵布商人及江南、浙江商人、各認記号、以相貿易。倭子之牌票、即與我國商人記号一般。再、我國鈔關官員、給與洋船牌票、亦只為查驗之故、並非部中印文及旨意可比。如此以為大事、可乎」。

り、それを逐一、しかもほとんど遅滞なく日本側に提供しています。また、1717年（康熙56）4月に、朝廷における最終的な決定を、戸部から浙江省当局に伝えた公文書の全文も、日本側の入手する所となっています（この文書は中国には遺っていないようであるし、記録もない）。

一方、康熙帝が官僚たちの意見を排し、自信をもってこのような判断を下せたのは、日本側が中国商船に渡した信牌の現物と、新条例の写しが宮中まで届けられており、それを自ら確かめていたからです。中国側の記録には出てこないのですが、信牌にはその発給を幕臣である長崎奉行の名義でおこなうのではなく、中国人の通事らが名前を出しておりました⁽⁴⁷⁾。これは、清朝の官憲、また当然に情報を得るであろう皇帝が、日本側の信牌発給によって天朝の体面を傷つけられたと感じたとしても、それを最小限のものに止めるという判断からなされた措置に違いありません。周知のように「海舶互市新例」の案を練ったのは新井白石です。漢学者白石であれば、長崎奉行など日本側高官の名義で信牌を下すのと、商人と同列の存在である通事が信牌を出すようにするのと、中国側がそれぞれにどのように反応するか、予測がついた筈でしょう。

この事件について、日本と中国の官府の間には、一通の公文書も取り交わされず、一人の外交使節も送られておりません。しかし、それぞれの決定、そしてその背後にある配慮についての充分な情報が、なんら滞りなく、必要なところへ届いておりました。互市の制度は、商業のルールにもとづいてモノとモノの交換を実現するのみならず、それぞれの国が相手にたいし何

(47) 日本側が発給した信牌は、中国で船隻の身元保証として官府から船戸や商人に発給された「船照」「商照」の書式やその文体に倣って作成された。山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館 1964年）は、享保一八年（1733）二月に南京の船主費公望に発給された信牌の写真を掲載する（145ページ）。また、安政四年（1857）八月に南京船主楊敦厚に発給

を求めるのか、どのような配慮と意図をもってそれを求めるのか、こうした情報を、人とモノと力によって運ぶことを可能にするものでした。

使節の派遣や文書の往復——それは朝貢制度の根幹をなすものでしたし、近代的な外交の手段でもあります——は、中国が世界の中心、中華であり、天子の威徳があまねく及ぶべきであるとする天朝体制が存在する限りにおいて、実質的な交渉ごとのはじまる前に、まず儀礼や用語の問題で摩擦や紛糾を引き起こす可能性をはらんでいました。しかし、政治的あるいは外交的情報が商業をつうじて運ばれる互市の制度は、摩擦の種を取り除く、換言すれば儀礼と直結した外交を政治空間のなかで辺縁化したのみならず、しかも善隣と通商の実を得る可能性を拓いたと言うことができるのではないかでしょうか。

最近公表された易恵莉氏の論文「清康熙朝後期の政治と日中長崎貿易」は、この信牌問題解決の背景を探るうえで、きわめて重要な事実を明らかにしています⁽⁴⁸⁾。康熙帝の時代、帝室と特殊な関係にあるボイ（漢字では包衣と書かれる。満洲語でboo i (niyalma)= “家の（人）”の意味）など内務府に關係する人間を、南京、蘇州、杭州の「織造」という官府に送りこみ、江南地方の情報収集や漢人学者のパトロンをやらせていたことはよく知られています。こうしたボイの有力者、蘇州織造の李煦、江寧織造の曹寅、それに内務府の商人らが、内務府から資

された信牌のカラー写真が、『長崎奉行所関係文書調査報告書』（長崎県教育委員会 1997年）に掲載されている（図版六）。なお、清代の官府による貿易船の管理については、劉序楓「清政府対出洋船隻的管理政策（一六八四—一八四二）」『中国海洋発展史論文集』第九輯（中央研究院人文社会科学研究中心 2005年）、331～376ページに詳しい。

(48) 注(36)参照。

(49) 信牌問題の発生と並行して、康熙帝は中国船の南洋方面（ルソンを含む）への渡航禁止措置を検討させた。これは、船舶や穀物の流出という徵候をとらえて、マニラやジャカルタなどで漢人移住者の社会が急速に拡大したことについての警戒心から出た

本を借りるなどして、長崎からの銅地金調達の請け負いに資金を投入し、その利益をもとにして、元本に年10%～40%の利息をつけて内務府に返還するという活動を行っていました。これはすべて康熙帝の裁可をえて行われていました。正徳新例が実施された1715年（康熙54）前後は、この内務府資金の投資が予想された利益をえられず、内務府の欠損が二〇〇万両にも上る状態となっており、銅地金調達を戸部が管轄する税関に請け負わせる方針転換が進みつつあったようです。

このように、長崎貿易による銅地金獲得の一部分が、内務府や戸部の資金を元手としておこなわれるようになっていれば、信牌問題を理由として貿易の機会を逸することや、長崎貿易の仕組み自体を破壊することは、極力避けねばなりません⁽⁴⁹⁾。

もう一つ、互市と外交との関係を示す事例として、1740年（乾隆5）にオランダ統治下のジャワでおこった中国系住民の大量虐殺事件を取り上げたいと思います。虐殺事件そのものはよく知られておりませんので、その経緯などは省略させていただき、この痛ましい事件の情報を得た清朝側の対応についてだけ触れることといたします。

バタビアはマニラとならんで多数の中国人移住者を集めていましたから、虐殺の情報は民間の商人によって、すみやかに中国に伝わった

措置であった。しかし、内務府の財政や政府の銅錢鑄造にふかく関わっていた日本は、渡航禁止措置の対象から外されることになった。郭成康「康乾之際禁南洋案探析——兼論地方利益対中央決策的影響」（『中国社会科学』一九九七年第一期）は、南洋への渡航禁止が解除される政治過程を通じて、貿易問題において福建などの地方的利害の立場からする言論が解禁を促したことについている。この事件の顛末については、柳澤明「康熙五六年の南洋海禁の背景——清朝における中国世界と非中国世界の問題に寄せて」（『史観』第一四〇巻、72～84ページ）がある。

と思われます。しかし、官側の記録による限り事件のことが朝政の場で議論されたのは、事件発生から半年以上を経てからのようです。署福建總督の任にあった策楞が事件の顛末を上奏し、中国船による南洋方面の貿易を停止するよう提案しました⁽⁵⁰⁾。すると広東の御史であつた李清芳が、江蘇、浙江、福建、広東の海関税が南洋貿易の禁止によって数十万両減少するであろうこと、および貿易にかかる商人が損害をうけるであろうことを理由として、貿易禁止措置はバタビアに限るべきであるという上奏を行いました⁽⁵¹⁾。これにたいし、乾隆帝が関係する各省の督撫にこの措置について諮詢し、その結果が上奏されるのをまって、皇族の有力者や軍機大臣が兵部と協議し、結論をくだすことになりました。各省からの覆奏のうち、見ることの出来るのは1742年（乾隆7）2月の兩広総督慶復のものだけです⁽⁵²⁾。その中で、前年に総督として着任したさい、虐殺事件の報を耳にし、ちょうどバタビアから帰航した広東の貿易商林恒泰らから事情聴取をした内容が記録されています。

このたびバタビアに到着すると、旧知の漢人がおらず、直接にオランダ人と交易したが、信頼関係がないので商売をして利益を得ることができなかつた。しかし、現地のオランダ当局者が引き起こした事件について、オランダ国王がその責任を追及して、駐留軍の頭を更迭しようとしていた。また、帰国に際し、中国商人に対して次回もバタビアに来航して以前のとおりに商売をするようにしてほしいと再三に言われた⁽⁵³⁾。

(50) 『皇朝文献通考』卷二九七、四裔考五、南、噶喇巴、24a ページ。

(51) 同前書、24b～25a ページ。

(52) 「乾隆朝外洋通商案 慶復摺」『史料旬刊』第二二期、803a～805a ページ。

(53) 同前、803b ページ。「臣慶復於上年蒞任之始、聞

また、事件後の1741年（乾隆6）8月、オランダ船二隻が廣東に来航して通常のとおりに貿易をおこなつたが、この時にも巡撫から上奏して裁可を得ていました。こうした経緯を述べた後に兩広総督慶復が主張するのは、廣東省では船乗りだけも万人が外洋の商売で生計を立てており、これを禁止するとこれが失業するほか、来航する外国船も阻絶されることになること、および南洋諸国では米価が低く、中国の商船が帰帆するときにそれを買い込んで利益を得ているうえに、廣東の米価が低く抑えられていることなどでした⁽⁵⁴⁾。結局、兵部などの議覆でも、互市に大きく依存する廣東などの地域利害を顧慮すべきであるという意見が優勢を占めたようで、虐殺事件の件は不間に付し、これまでどおり通商を認めるべきであるという見解が是認され、乾隆帝もこれに従うという結末に終わりました。

この事件の処理において、清朝は「朝貢国」に数えられていたオランダ側と一切交渉をしておりません。事件後も廣東での貿易を継続していたオランダの側から接触があった形跡もありません。事件後のジャワにおけるオランダの善後策についての情報が、中国商人によってもたらされており、責任者の処分などが行われるらしいことを中国側の当局者も知ることができたわけです。清朝が虐殺事件を理由とする貿易停止などをおこなわなかつた最も大きな理由は、それが経済的な打撃をもたらすという廣東の地域的な利害への考慮でしょうが、事件後のオランダ植民地当局による状況の改善を示す情報が、中国からの渡航者がジャワとの貿易や移住

有噶喇吧之事、適值粵商林恒泰等四船、在吧回棹、臣即傳詢、…更称、此番到彼、並無熟識漢人、與番交易、各懷疑懼、不能得利。但夷目此舉、伊地賀蘭國王責其太過、欲將鎮守噶喇吧夷目更換。臨行又再三安慰、囑令商船下次再来、照旧生理等語」。

(54) 同前、804a ページ。

を再開するという事態そのものの中に得られたことも、清朝側の決定を後押ししたに違いありません。

互市による貿易の対象が、社会経済および政府の経済運営にきわめて大きな意味をもつ物資にまで拡大する時代になりますと、互市をめぐって発生する問題が、儀礼や礼治体制にかかる重大なものであっても、それを辺縁化してしまうことによって、経済的な実利を優先させるという政策が求められざるを得ないわけです。東アジア世界が、「天朝」という甚だ厄介な存在を中心的な構成員として抱えている限り、ほんらい礼的な秩序のもとに統合されるべき国家間の関係は、互市だけを通じて結びつくような「互市諸国」であるほうがかえって望ましい、換言すれば、経済的な相互の依存関係がふかまるにつれて、国家間の関係を疎なものに遠ざけるベクトルが大きくなる、18世紀の互市体制は、このような構造をもっていたのではないか、これがわたくしの仮説です。

小結

天朝たる中国をとりかこんで、その文化と豊饒になびく夷狄の諸国が朝貢をおこなう。このような美しい礼治の理念を、形の上だけでも実現しようとする政策がなお実行されていた時代、16世紀中葉からの百年間は、内陸の辺縁たる長城ラインも、また海上の辺縁たる東シナ海上も、きわめて激しい動乱を経験することになりました。その餘波も静まった18世紀になると、朝貢体制の理念を骨抜きにする互市の制度がすでに広がっていたわけです。互市体制は、東アジア各地域間の貿易を拡大して、その相互依存関係を深めることになる一方で、天朝と各地域の王権とのあいだを疎隔する、逆からいえば儀礼を必要としない疎な関係において結びつける仕組みとして働いていたように思われ

ます。18世紀の東アジアの繁栄と平和は、朝貢の礼制秩序の賜物ではなく、そこから脱却し、官僚と商人との共通利害、そして地域と地域のあいだの互酬的関係にねぎす互市の秩序を築き上げたことによってもたらされました。

18世紀においても、古き朝貢の文法と語彙は、外国からの使節が北京の朝廷に脚を踏み入れたとたんに現実のものとなり、また、朝廷で編纂される書物は朝貢の文法と語彙に由らざるを得ませんでした。これもまた天朝たることを放棄しかなった中国の、政治と文化における独特的性格であったことは確かです。しかし、16世紀の中頃以降、朝貢体制とほとんどあらゆる点においておいて逆のベクトルをもつ互市の制度が成長し、その範囲を拡大したこと、そして十八世紀には朝廷で編纂された書物も、ついに現実と折り合いをつけて「互市諸国」という概念を登場させることになります。「朝貢システム論」は明代の東アジアを語るさいには必須の論理ですが、それを清代の中華世界秩序の特質として強調すること、あるいは「伝統中国」に通底する特質として論じることは、こうした重要な変化を見失わせることになる、わたくしはこのことをもっとも恐れます。

18世紀の東アジアの通商・外交関係を、互市体制の広がりという文脈において理解することが可能であるならば、江戸時代の日本が朝貢体制から離脱していたことを捉えて、その特殊性を強調する必要もなくなるでしょうし、インドや東南アジア諸地域で植民地を經營した西洋諸国も、東アジアにおける互市体制の重要な構成員として認識することができるのでないでしょうか。また、東アジアの地域間交易の重要な担い手であった中国商人の活動や、東アジア各地域の港市における中国人移住社会の形成も、互市体制の成長と拡大という歴史的文脈のなかにうまく収まるでしょう。